

509.12-H997



1200500744652

509.12

499

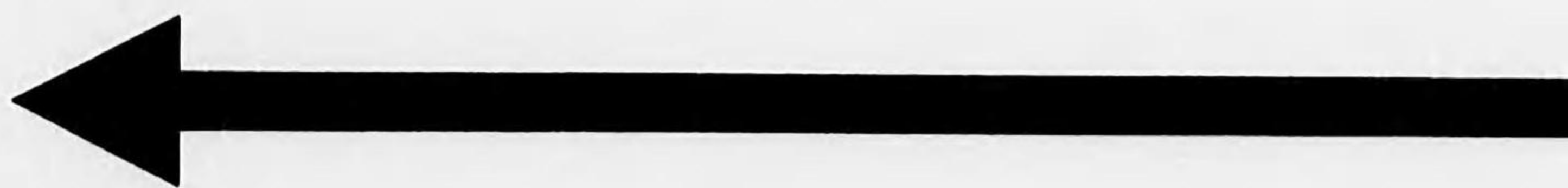
×
複写

軍需會社法並統制會社令解説

兵庫縣商工經濟會編



始



967
296

十九年一月

日

軍需會社法並統制會社令解說

附 施行令・施行規則・軍需會社徵用規則

兵庫縣商工經濟會

509.12
H99



軍需會社法及統制會社令を關係の向に頒布する。苛烈なる決戦
下に於て何を國家は要請してゐるか。幸に本冊子に依つて其の
要請の把握が出来之に應ふる所あらしめられれば本冊子刊行の
趣旨達成したりと云つてよい。



967
296

軍需會社法並統制會社令解説

目次

一、軍需會社法解説	(一)
二、軍需會社法	(六)
(1) 施行令 (勅令)	(一〇)
(2) 施行規則 (軍需、内務、大藏、陸軍、海軍、厚生、農商、運輸通信省令)	(一六)
三、軍需會社等ニ關スル登記取扱手續 (司法省令)	(二六)
四、軍需會社徵用規則 (厚生省令)	(二七)
五、統制會社令解説	(三)
六、統制會社令 (勅令)	(四五)

「軍需會社法」解説

戦争の様相は時々刻々に苛烈の度を加へつつあるのであつて、今や各種の施策は總て之を完勝の一點に集中し、以て聖戰目的の達成を期せなければならぬのである。而て是が爲には國力を擧げて軍需生産の増強特に航空戦力の躍進的擴充を最短期間に實現することが刻下最大の要請であることは言を俟たない。政府に於ては軍需生産の急速増強を圖るため豫てより鋭意各廠の施策を講じつつあるのであるが、特に軍需生産其のものを擔當する企業が生産活動如何が、是が成否の鍵を握つて居るのであるから、此の際は等企業をして眞に國に殉ずる企業精神を更に昂揚し、其の國家性を經營上に明確ならしめ、生産責任體制を確立すると共に、企業に對する行政運営の方法を徹底的に刷新し、企業をして責任を以て國家所要生産増強に一意邁進せしむる様諸般の體制を整備することが極めて緊要であるとの見地より軍需會社法案を第八十三議會に提出、その協賛を経て十月三十一日附軍需會社法を公布した。今其の骨子を要約すれば、凡そ次の三點に歸着する。

即ち第一には企業精神を昂揚し、企業の國家性を運営上明確にしたことである。是が爲には重要企業は、戦力増強の國家要請に應へ、全力を發揮し、責任を以て軍需事業の遂行に當るべきことを法律上明かにすると共に、重要企業に従事する所の役員其の他の従業者は、専心國家に奉仕し苟くも懈怠あらば國家

に對して其の責を負ふべき旨を明かにして以て職務の國家性を明確にした。

第二には生産責任制を確立したことである。企業に負託せられた國家的責務を具體的に完遂せしめる爲には、責任を以て之が遂行の任に當るべき生産責任者を定め、責任の所在を明確にしたのである。然して生産責任者の任務遂行を確保するためには之に對して企業に於ける軍需事業遂行の全權を賦與し、其の地位を確立すると共に、業務執行上必要ある場合に於ては、商法等の法令の特例をも認めて、強力に企業運営をなし得ることとしたのである。又工場事業場の生産現場の末端に至るまで企業の國家性を滲透せしめて、迅速果敢なる生産増強を期するため、必要に應じて是等の生産現場に生産擔當者を置き、生産責任者の指導の下に明確簡素なる命令系統を確立することとした。

第三には企業に對する行政運営の方法を刷新したことである。生産責任制を透徹せしめ、且つ其の効果を強力に昂揚するためには企業に對する煩瑣なる統制法令等の適用を極力排除、又は緩和する外現場處理を適當とする行政事務に付ては、極力現場即決をなし得るが如く措置すると共に、責任生産の遂行に伴ふ企業經理上の不安を除去し、以て生産責任者をして、一意生産の増強に専念せしむることとした以上が本法の骨子であるが、其の意圖する所は飽くまでも現下時局の要請に基いて戦力増強

の飛躍的に實現するため、是が負託者たる企業の有機的組織を尊重し、其の國家的責務完遂に必要な體制を整備せんとするものであつて、之に依つて企業内部に盛上る澎湃たる産業報國の精神をして眞に其の效果あらしめんとするに外ならないのである。

次に第八十三議會に於て明かにされた軍需會社の性格、内容、軍需會社法の運用方針など本法をめぐる一連の問題を左に解明しよう。

政府と軍需省と軍需會社

政府は苛烈なる様相を呈して來た大東亞戰爭の現段階に即應し必勝不敗の態勢を確立する目的をもつて九月下旬「現情勢下における國政運営要綱」を閣議決定した。そこでこの方針に基き省の廢合を行ひ軍需生産、特に航空戦力の飛躍的擴充を行ふ目的をもつて軍需省が設置された。この軍需省が現實に生産を遂行するための重大なる任務を負はされて出現せんとするのが軍需會社である。従つて軍需會社は極めて高等な國家的性格を有し、生産に對し十分な責任を負ふことになつてゐる。生産責任者及び生産擔當者が置かれるのもこのためであり、生産については生産責任者が中心となり、創意と工夫によつて全幅の責任をもつて國家の負託に應へることになつてゐる。そして政府はそれを強力ならしめるため、生産責任者を支持しこれを鞭撻し迅速敏活果敢な生産を遂行せしむるためには多くの命令をなすことになつてゐる。軍需會社法第八條から第十二條までの規定

合される。監理官の配置はなるべく少数として一人をして二、三の工場を兼ねしめる場合がある。しかし大工場では一人の監理官のほか数人の輔佐官を置くことも考慮されてゐる。なほ監理官は廣汎な監督命令の権力を有するのでその人選には特に注意することになつてゐる。そうして人材を廣く多方面に求め武官、文官は勿論民間からの登用も考へられてゐることが明かにされてゐる。

軍需會社の性格

軍需會社の企業形態はあくまで民有民營でただこれまでの民有民營形態では國家的性格が明瞭でない。生産遂行上の國家責務の確保についてもなら特別の考慮が拂はれてゐないそればかりではない、このために運営上、計理上の顧慮に左右せられ、あるひは煩瑣な外部的統制に煩はされるなどのことがあり、そのため本来の生産性を十分暢張し得ない。ここに戦時の企業形態として企業に國家性を附與し生産責任制を明かにする必要がある。かういふのが軍需會社の根本的性格となつてゐる。

適用範圍

軍需會社とはいかなる會社かといふに目下豫定されてゐるところでは大體次の如き事業を營む會社である。ただしこれには一部變更があるかも知れない。

- (イ) 兵器、艦艇、彈藥、航空機、船舶、通信機器、これらの部分品の生産加工修理事業
- (ロ) 普通鋼、特殊鋼、アルミニウム、マグネシウムな

はそれを示してゐる。かく政府は企業體に國家性を附與し生産に責任を負はせる一方、生産の遂行を容易ならしめるため政府自體として所管事項を簡素化するとか、會社に及ぼす種々の拘束を排除するとか、補助、補償、利益保證などの手厚い保護を加へる事になつてゐる。すなはち勤勞管理については軍需會社に關するものは軍需省が專管し厚生省との共管による煩を避けた。また資金調整に關しては軍需會社の増資、拂込、借入などの資金調達についてその額の査定は軍需省の專管とした。また今日統制制限の法規は無數にあり法文としては實に煩瑣にたへぬので。

- (一) 現實に生産者に非常な苦痛を與へ、そのため生産が阻害されてゐるもの
- (二) 法文として存在するが稀にしか用ひられずに生産に無影響なもの

などは軍需會社に關する限りこれを外す意向を岸國務相も明らかにしてゐる。たとへば各種事業法、勞務、賃銀、工作物、家屋等に關する統制取締等に關する法律等について適用の除外、禁止、制限などの解除または義務の免除、許可、認可、などの不要、報告の簡素化または株主總會における原案執行の承認業務執行の制限の撤廢、または譲和招集手續の簡易化などの措置が取られることである。しかして政府軍需省、軍需會社の三社の體をなすものは監理官である。軍需省の下で従来の商工省の工務官、厚生省、勞務官、陸海軍の監督官は新たに監理官に統

どの輕金屬、ジュラルミンなどの輕合金鋼、鉛、亜鉛等の非鐵金屬、重要非金屬、礦物などの生産加工業

(ハ) セメント、硝酸、曹達などの重要化學工業品の生産事業

(ニ) 液體燃料、潤滑油、石炭、ガスコークスの生産事業

(ホ) 右諸物資の原材料の生産事業

(ヘ) 右諸物資の生産加工修理に要する機械器具、裝置ならびにその部分品の生産加工修理事業

(ト) その他主務大臣の指定する事業

軍需會社にあつては人の構成に非常な重點が置かれてゐる。すなはち軍需會社の生産の責任は具體的には生産責任者に歸一され、しかしてその責任は生産擔當者、職員、従業者によつて分擔される。

その指揮系統は生産責任者—生産擔當者—職員、従業者といふ風に明確化され、全員は當該企業が軍需會社法を適用される場合期間範圍を限つて徵用されたものとみなされる。かくて全員は與つて應徵士となり上下一致生産増強に邁進するわけである。それでは生産責任者はいかにして如何なる範圍から選任されるかといふに、株式總會、社員總會、などの議決によらないで理事、取締役はその他の役員が選任される。又合名會社、合資會社などにあつては無限責任社員の中から選任する。政府は任命の權利を保留してはゐるがこれは萬一の場合に發動するもので原則としてはあくまでも會社側が選任すべきものである。生産責任者は一社一人と法律上限定はしてゐないがなるべく一

社一人たることを希望する。また社長が責任者とならねばならぬわけではないが實際問題としては社長の就任は政府は期待する。

生産擔當者は現場にあつて軍需監理官と表裏一體となり、生産増強を推進する中核的存在であるから、これに對する生産責任者からの職務権限の委任は能ふ限り廣範圍にしたいが、現在考へてゐるこの権限は必要なる人事権、一定額以内の金額の處理權などで、要するに現場にあつて生産擔當者の速断即決に待つた方が生産増強上有效であると思はれる權限である。

本法における生産擔當者は内部關係もあり、統轄上の點も考慮して原則としては一事業一人とするが、必要に応じては一人で二、三種の業種を兼任出来るやう實際に即しゆとりをもつて考へる。

生産責任者が擔當者を兼任し得るや否やについては兼任を勸奨してゐない。ただし軍需會社法制定の目的は生産能率の増進、促進、生産の完遂にあるのだから、かかる觀點から必要ありと思ふ場合は兼任を考慮することもある。

軍需會社法適用會社の全員は徵用と見なされるが、但し勤勞報國隊、女子勤勞報國隊のやうな別個の制度組織によつて運営されるものは被徵用者と見なさない、また被徵用者に適用される法規は國民徵用令、船員徵用令、醫療關係者徵用令などであることが豫想される。

要するに生産責任者、生産擔當者は政府監理官と三者一體で生産の責任を取るものである。これに關し政府は生産上の獲益にの軍需事業資金の總額を概定しこれに基づいて軍需省では單獨に個々の軍需會社に對しその軍需事業資金の所要額を決定するしかして軍需會社は其の決定された資金の調達方法については大藏省の承認をうける。

價格制度の運営については現行公定價格制度のため生産が阻害されるやうなことがあつてはならない。この點については生産増強に即應するやう適當の方策をとる。ただしそれは現行價格體系を破壊しない範圍内において勿論のことであるまた買取價格の決定が遅れて生産に支障を來すことのないやう迅速に決定して行く措置を講ずる補助金、補償金、および利益保證の運用範圍については、本法第八條から第十二條までの命令を出す場合これらの設備の新設擴張等のは當該會社の經理に關係を有するので、事業會社として不安があれば勢ひ逡巡することなども起り得るのでこれらの措置を講じた。

課税については損を埋める分に對しては課税しないが、利益保證分には他の法律の規定により課税することになつてゐる。

懲戒

懲戒は生産責任者同擔當者に對しては解任、譴責職員、従業員に對しては譴責、訓告である生産責任者同擔當者の懲戒を議決する軍需生産者責任審査會は内閣に設置し、首相を會長とし關係廳の勅任官數名を委員として構成する。職員、従業員、従業者の懲戒は生産責任者または生産擔當者の具狀によつて行はれる。

つき法律規定はないが、精神的には國家的表彰はもちろんその他の社會的地位の向上についても考慮し、物資的方面では給與の増加をもつて酬いる。

機能の制限

株主總會についてはその不成立の場合、議題を議決しないとこれを變更して議決した場合には役員は原案執行權を認める。業務の執行については株主總會への附議、取締役の過半数の同意、業務執行社員の一一致などの制限を撤廢または緩和する。株主總會社債權者集會、社員總會などの招集手續を簡易化した。その特別決議を要すべき事項を普通決議で議決し得るやうにすることなども考へられ、さらに財産目錄、營業報告書などで秘匿を要することについてはその公開を停止することも考へられる。

資金經理關係

軍需省所管資金の額は軍需大臣が決める。その調達には大藏大臣が當るが、恐れられる資金の濫費に就いては軍需省設置そのものが軍需生産の急速増加を最大の狙ひとしてをり、そのためには最小の資金、資材、勞務をもつて最大の効率を發揮しなければならぬ。資金の濫費はすなはち資材、勞力の濫費にほかならぬ。軍需省で十分その點を考へ資金計畫を決定するから資金の濫費はあり得ないと思ふ。

資金調整については國家資金計畫と脱み合せ、緊要な軍需會社

統制會との關係

軍需會社の出現により關係統制會はその主なる仕事を失ふこととなるのと、統制會自體の活動が所期の目的に副はない現状より、一部には統制會無用論が行はれ一歩譲るものでも統制會の工業會化を主張するものもあつたが、岸國務相の議會答辯によつてその存續が決定した。

もつとも岸國務相も無條件に現状の統制會の存續を認めてをるのではなく、統制會が所期の目的たる業界の知識経験を全幅的に活用し、政府と表裏一體となつて生産増強をやるといふ所に立返ることを要望してゐる。しかして今後の統制會の在り方として統制會首腦者の頭の切替へによつて、簡素にして強力な機構をもつ根本使命に立脚して、政府、軍需會社と協力して軍需會社と關係企業との協力關係を一體不可分の關係に持續するやう努力するものであらねばならぬとしてゐる。

軍需會社法

(昭和十八年十月三十一日)
法律第百八號

第一條 本法ハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業其ノ他軍需ノ充足上必要ナル事業ニ付其ノ經營ノ本義ヲ明ニシ其ノ運轉ヲ強力ナラシメ以テ戦力ノ増強ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ軍需會社トハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業(以下軍需事業ト稱ス)ヲ營ム會社ニシテ政府ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 軍需會社ハ戦力増強ノ國家要請ニ應ヘ全力ヲ發揮シ責任ヲ以テ軍需事業ノ遂行ニ當ルベシ

第四條 軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ選任ス

軍需會社生産責任者ヲ選任セザルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得

生産責任者ハ政府ニ對シ軍需會社ノ責務遂行ニ關シ會社ヲ代表シテ其ノ責任ヲ任ズルモノトス

生産責任者ノ會社ノ代表及業務執行並ニ之ニ伴フ事項ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需會社選任又ハ任命セラレタル生産責任者ヲ解任セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ解任ハ效力ヲ生ゼズ

政府生産責任者ヲ不適任ト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 生産責任者ハ本店又ハ軍需事業ヲ營ム工場若ハ事業場ニ於ケル業務ニ關シ生産擔當者ヲ任命スルコトヲ得

生産擔當者ハ政府ニ對シ生産責任者ノ指揮ニ從ヒテ擔當業務ヲ遂行スルノ責任ヲ任ズルモノトス

政府ハ生産責任者ニ對シ生産擔當者ヲ置クベキコト又ハ解任スベキコトヲ命ズルコトヲ得

生産擔當者ノ職務權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者及生産擔當者並ニ軍需會社ノ營ム軍需事業ニ従事スル者ハ國家總動員法ニ依リ徵用セラレタルモノト看做ス

前項ニ規定スル者ノ業務従事等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者ハ其ノ擔當業務ニ従事スルニ付生産責任者及生産擔當者ノ指揮ニ從フベシ

第八條 政府ハ軍需會社ニ對シ期限、規格、數量其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ命ズルコトヲ得

第九條 政府ハ軍需會社ニ對シ受注若ハ發注、設備ノ新設、擴張

若ハ改良、原料若ハ材料ノ取得、使用、保管若ハ移動、技術ノ改良若ハ公開、試験研究其ノ他事業ノ運轉ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シタル事業以外ノ事業ヲ營ムコトヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ其ノ勤勞管理並ニ資金調整及經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ軍需會社又ハ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ニ對シ其ノ間ニ於ケル軍需事業ノ遂行上必要ナル協力關係ノ設定ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ定款ノ變更事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ第八條、第九條、第十一條及前條ノ規定ニ基テ命令又ハ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社(第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ニ對シ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第十四條 軍需會社ノ業務執行、株主總會、社員總會及社債權者集會ノ招集及決議其ノ他軍需會社ノ運轉ニ關シテハ他ノ法律ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 軍需會社ニ關シテハ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ統制、取締等ニ關スル法律ノ規定ニ付其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 政府ハ軍需會社ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ軍需會社ノ事業運轉ニ關シ考查ヲ爲スコトヲ得

前項ノ考查ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

第十九條 政府ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムルトキハ軍需會社ノ取締役若ハ監査役ヲ解任シ又ハ業務ヲ執行スル社員ノ業務執行權ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十條 生産責任者又ハ生産擔當者職務ヲ解リ其ノ責任ヲ果サザルトキハ之ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

一 解任

二 誹責

懲戒ハ政府軍需生産責任審査會ノ議決ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ナルトキハ之ヲ解任シ又ハ業務執行權ヲ喪失セシメ

其ノ他ノ者ナルトキハ之ヲ解雇スベシ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテ退職金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得ズ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ズベシ

懲戒ノ處分ハ之ヲ公示ス

軍需生産責任審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會

若ハ統制會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員タルモノヲ解任シ又ハ其ノ業務執行權ヲ喪失セシムベシ但シ

政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會

若ハ統制會社ハ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ヲ其ノ處分アリタル日ヨリ二年間理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ト爲スコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者故ナク生産責任者又ハ生産擔當者ノ指揮ニ從ハザルトキハ之ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

一 譴責

二 訓告

懲戒ハ政府生産責任者又ハ生産擔當者ノ具狀ニ依リ之ヲ行フ軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ジ及一定期間内昇給ヲ停止スベシ

第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲戒又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ情狀ニ因リ懲戒及罰金ヲ併科スルコトヲ得

一 第九條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分若ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第十條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第十一條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十二條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

二 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第二十五條 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨

グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲戒又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十三條又ハ第二十四條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需會社法施行令

(昭和十八年十二月十五日)
勅令第九百二十八號

10

第一條 軍需會社法第二條第一項ノ軍需事業ハ左ニ掲グル軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ爲ス事業トス

- 一 兵器、航空機、艦艇、船舶及車輛並ニ其ノ部品
- 二 鐵鋼、輕金屬及非鐵金屬、稀有金屬其ノ他ノ重要礦產物
- 三 液體燃料及潤滑油並ニ石炭、ガス、コークス及電力
- 四 重要化學工業品
- 五 重要機械器具及其ノ部品
- 六 前各號ニ掲グル物資ノ生産、加工又ハ修理ニ要スル原料及材料
- 七 前各號ニ掲グル物資ノ外主務大臣ノ指定スル軍需物資

第二條 生産責任者ハ一軍需會社ニ付一人トス

第三條 軍需會社法第四條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任ハ株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ取締役、合名會社ニ在リテハ社員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第四條 軍需會社法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任又ハ任命ハ合名會社ニ在リテハ社員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

第五條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニシテ政府ノ任命ニ係リ又ハ選任ニ付政府ノ認可ニ係ル總裁、社長、理事長

其ノ他會社ヲ代表シ業務ヲ總理スベキ役員アルモノニ付テハ此等ノ役員ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ

第六條 生産責任者ハ軍需會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

取締役又ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員ニシテ生産責任者ニ非ザルモノハ生産責任者ヲ輔佐シ軍需會社ノ業務ヲ分掌シ豫メ生産責任者ノ定ムル順位ニ依リ生産責任者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ生産責任者缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第七條 生産責任者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

生産責任者タル合名會社ノ社員又ハ合資會社若ハ株式合資會社ノ無限責任社員ハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ社員又ハ無限責任社員タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第八條 生産擔當者ハ生産責任者ニ代リ當該本店又ハ工場若ハ事業場ニ於ケル當該軍需事業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

生産擔當者ノ權限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

生産擔當者ヲ置キタルトキハ當該本店又ハ工場若ハ事業場ノ所在地ニ於テ生産擔當者ノ氏名及住所並ニ生産擔當者ヲ置キタル場所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

前項ノ登記ハ支配人登記簿ニ記載シテ之ヲ爲ス

第九條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ從事スル者ノ使用、解雇、從業、退職、給與其ノ他勤勞管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ關シ利益金ノ處分、償却、經理方法其ノ他會社ノ經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡貸貸其ノ他處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

軍需會社前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ當該命令事項ヲ行フコトヲ得

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受、合併又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡、貸貸其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ對價、條件、權利移轉ノ時期其ノ他當該軍需會社間ニ於テ協議決定スベキ事項ニ付協議ヲ爲スベキ期間ヲ指定ス

前項ノ期間内ニ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十二條 前條第四項ノ決定ニ於テ定メル對價ヲ支拂フベキ者ハ對價ヲ受クベキ者ガ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領

スルコト能ハザルトキハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

第十三條 第十一條第四項ノ規定ニ依リ讓渡又ハ讓受ニ付決定アリタルトキハ所有權ハ其ノ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタル時移轉ス

第十一條第四項ノ規定ニ依リ委託、受託又ハ貸貸ニ付決定アリタルトキハ委託受託、又ハ貸貸ハ其ノ對價ノ全部(定期拂ノ場合ニ在リテハ第一回分ノ對價ノ全部)ノ支拂又ハ供託アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第十四條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル委託、受託、讓渡、讓受又ハ貸借ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ軍需事業ノ運営ヲ強力ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ當事者又ハ擔保權者ノ申請アリタルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 委託、讓渡又ハ貸貸ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第十四條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ對價ヲ支拂フベキ者ハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ決定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十七條 前六條ニ規定スルモノノ外軍需會社法第十二條ノ規定ニ基ク命令ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ガ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタルニ因リ損失ヲ蒙リ若ハ適正利潤ヲ得ルコト能ハザリシ場合又ハ其ノ虞アル場合ニ於テ軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ノ請求アリタルトキハ主務大臣ハ軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失トス
第一項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失又ハ保證スベキ利益ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
前三項ニ定ムルモノノ外第一項ノ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 株式會社又株式合資會社タル軍需會社ニ在リテハ商法第三百四十三條(同法第四百六十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定ムル決議ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ代ヘ同法第二百三十九條第一項ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ得
前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基ク定款ノ變更ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 生産責任者ハ軍需事業ノ運営上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會若ハ社員總會ノ決議、取締役、社員若ハ無限責任社員ノ過半数ノ同意又ハ總社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ拘ラズ又ハ其ノ同意ヲ得ズシテ業務ヲ執行スルコトヲ得株主總會若ハ社員總會成立セズ又ハ株主總會若ハ社員總會ニ附議シタル事項ヲ議決セザルトキ亦同ジ

第二十一條 株式會社、株式合資會社又ハ有限會社タル軍需會社ニ在リテハ生産責任者ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク主務大臣ノ命令事項ヲ執行スル爲テ必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ要スベキ事項ニ付其ノ手續ヲ經ルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ生産責任者ハ次回ノ株主總會又ハ社員總會ニ於テ其ノ旨ヲ報告スベシ
前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更、資本ノ増加若ハ減少、事業ノ全部ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基キ當該事項ニ關シ特ニ定款ノ變更、事業ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 軍需會社株主總會又ハ社債權者集會ヲ招集スルニハ商法第二百三十二條(同法第三百三十九條第一項及第四百五十八條第二項並ニ擔保附社債信託法第五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ拘ラズ會日ヨリ二週間前ニ總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルヲ以テ足ル

第二十三條 生産責任者ハ軍需事業ノ運営上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主又ハ會社ノ債權者ニ對シ財産目錄、貸借對照表、營業報告書若ハ損益計算書ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ノ検査ヲ拒ムコトヲ得

生産責任者軍需事業ノ運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ貸借對照表ハ之ヲ公告スルコトヲ要セズ
第二十四條 軍需會社ニ關スル登記ハ非訟事件手續法ノ規定ニ拘ラズ生産責任者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
第二十五條 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令中統制、取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得

- 航空機製造事業法
- 造船事業法
- 自動車製造事業法
- 工作機械製造事業法
- 重要機械製造事業法
- 有機合成事業法
- 製鐵事業法
- 輕金屬製造事業法
- 石油業法
- 人造石油製造事業法
- 瓦斯事業法

電氣事業法

- 鑛業法
- 産金法
- 石油資源開發法
- 日本製鐵株式會社法
- 帝國鐵業株式會社法
- 帝國石油株式會社法
- 日本發送株式會社法
- 鹽專賣法
- 市街地建築物法
- 公有水面埋立法
- 森林法
- 工場法
- 第二十六條** 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル勅令中統制取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得
- 賃金統制令
- 重要事業場勞務管理令
- 會社經理統制令
- 臨時農地等管理令
- 企業許可令
- 價格等統制令
- 地代家賃統制令

宅地建物等價格統制令

臨時農地價格統制令
都市計畫法施行令

第二十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ部内ノ勅任官ノ中ヨリ考查官ヲ命ジ軍需會社ノ事業運営ニ關シ考查ニ當ラシムルコトヲ得

考查官ニハ隨員ヲ附シ考查官ノ職務ヲ助ケシム
隨員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

第二十八條 軍需會社ハ第五條ノ役員ニシテ政府ノ任命ニ係ルモノヲ除クノ外軍需會社法第二十條ノ規定ニ依ル懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者ニ對シ遲滞ナク同法第二十條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

前項ノ處分ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ生産責任者之ヲ爲ス
第二十九條 軍需會社法第二十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人ハ命令ノ定ムル規模以上ノ會社其ノ他ノ法人トス

前條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社軍需會社法第二十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第二項中生産責任者トアルハ生産責任者其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員トス
第三十條 第一條乃至第十八條、第二十條、第二十五條乃至前

所管ニ屬スル軍需事業ニ於ケル經理統制ニ係ル増配ニ關スル事項ニ付テハ大藏大臣トス

第三十五條 第二十五條及第二十六條中主務大臣トアルハ當該會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣及法律又ハ勅令ノ規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クベキ事項ノ所管大臣トス

第三十六條 第三十一條ノ規定ニ依リ軍需大臣ガ左ニ掲グル事項ヲ爲サントスルトキハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣ニ協議スベシ

- 一 軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依ル指定
- 二 軍需會社法第四條第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ任命
- 三 軍需會社法第四條第五項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任ノ認可
- 四 軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任
- 五 第七條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ辭職ノ認可

附 則

本令ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

條及第三十一條乃至第三十六條並ニ軍需會社法第二條乃至第十八條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノニ之ヲ準用ス但シ法人ニ非ザル人ニ在リテハ當該事業主ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ
法人ニ非ザル事業主ニシテ生産責任者タルモノハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ事業主タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第三十一條 第七條中主務大臣トアリ軍需會社法第二條及第四條中政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ガ軍需大臣及他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス但シ他ノ大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣ナル場合ニ於テ軍需大臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル軍需事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十二條 第九條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中勸勞管理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ軍需大臣ノ所管ニ屬スル物資又ハ電力ノ生産、加工又ハ修理ヲ目的トスル軍需會社(他ノ目的ノ企業ヲ兼營スル場合ニ於テハ當該部分ニ限ル)ニ付テハ軍需大臣トシ其ノ他ノ軍需會社ニ付テハ厚生大臣トス

第三十三條 第十條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中經理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業(造船事業法ノ適用ヲ受クル部分ヲ除ク)ガ軍需大臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス
第三十四條 前三條ノ場合及軍需會社法第十條中資金調整ニ關スル事項ヲ除クノ外主務大臣トアリ軍需會社法ニ於テ政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣(軍需大臣ノ

軍需會社法施行規則

(昭和十八年十二月十六日)
軍需、内務、大藏、陸軍、海軍、
厚生、農商、運輸通信省令第一號

一六

- 第一條** 主務大臣軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依リ軍需會社ヲ指定スル場合ニ於テハ軍需事業ヲ營ム會社ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル指定令書ヲ交付スベシ
- 一 會社ノ名稱及所在地
 - 二 軍需事業ノ種類並ニ當該軍需事業ヲ行フ工場事業場ノ名稱及所在地
 - 三 其ノ他必要ト認ムル事項
- 前項ノ規定ハ主務大臣前項第二號若ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更シ又ハ軍需會社ノ指定ヲ取消ス場合ニ之ヲ準用ス
- 主務大臣第一項ノ指定令書ヲ交付シタルトキハ當該會社名ヲ公示スベシ當該會社名ニ變更アリタル場合及當該會社ニ付軍需會社ノ指定ヲ取消シタル場合亦同ジ
- 第二條** 軍需會社ハ前條第一項ノ指定令書ヲ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ生産責任者ヲ選任シ主務大臣ニ届出ツベシ
- 軍需會社前項ニ定ムル期間内ニ生産責任者ヲ選任セザルトキハ主務大臣ハ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得
- 第三條** 前條ノ規定ハ生産責任者缺員トナリ又ハ軍需會社軍需會社法第四條第五項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第四條** 生産責任者ハ解任又ハ主務大臣ノ認可ニ依ル辭職ノ場合ヲ除クノ外其ノ職ニ止マルモノトス
- 第五條** 主務大臣軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタルトキハ當該軍需會社ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ
- 第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ生産責任者ノ解任ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第六條** 生産責任者生産擔當者ヲ任命シタルトキハ遲滞ナク主務大臣ニ届出ツベシ
- 生産責任者生産擔當者ノ職務權限ヲ定メタルトキハ遲滞ナク主務大臣ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 主務大臣前項ノ規定ニ依リ届出アリタル生産擔當者ノ職務權限ニ付必要アリト認ムルトキハ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第七條** 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後又ハ當該軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條** 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル事項ノ履行

- ヲ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ損失ヲ生ジタル都度又ハ當該軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得
- 第九條** 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル利益保證ノ爲ノ契約ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ
- 第十條** 軍需會社軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ請求セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 軍需會社ノ名稱及所在地
 - 二 請求ノ基礎ト爲ルベキ命令ノ要旨
 - 三 請求ノ事由
 - 四 請求金額ニ關スル事項
 - 五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十一條** 軍需會社法施行令第二十五條ノ規定ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令、閣令、省令又ハ告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表一ノ通之ヲ定ム
- 第十二條** 軍需會社法施行令第二十六條ノ規定ニ掲グル勅令及其ノ施行ニ係ル閣令、省令又ハ告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表二ノ通之ヲ定ム
- 第十三條** 軍需會社ノ運営ニ關シ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設ク

- ベキ省令及其ノ施行ニ係ル告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表三ノ通之ヲ定ム
- 第十四條** 軍需會社法第十八條第二項ノ證券ハ別記様式ニ依ル
- 第十五條** 軍需會社法施行令第二十九條第一項ノ規模ハ會社ニ在リテハ資本金二十萬圓以上、組合ニ在リテハ組合員五十人以上ノモノトス
- 第十六條** 前各條及附則第二項ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニレテ會社以上ノモノニ之ヲ準用ス

附 則

- 本則ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 主務大臣工場事業場管理令ニ依ル管理工場事業場ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ軍需會社法第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シタルトキハ第一條第一項(同條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ指定令書ニ記載セラレタル工場事業場ニ付テハ指定令書ノ交付ノ日ヨリ工場事業場管理令ニ基ク管理ハ之ヲ廢止セラレタルモノト看做ス

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

第	號	官 氏 名
軍 需 會 社	法ニ基ク	臨 檢 檢 査 證
當該官圖印		
年	月	日交付
當 該 官 圖 名		

(表 面)

軍需會社法第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場共ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類設備共ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

軍需會社第二十五條 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ妨グ又ハ忌避シタルモノハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

軍需會社法第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社共ノ他ノ者ニ對シテ之ヲ準用スルコトヲ得

(裏 面)

(別表一)

航空機製造事業法

第四條及第五條第一項ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第八條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十三條ノ規定ニ依ル事業計畫ノ設定又ハ變更及第十四條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

製鐵事業法

第四條、第十八條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

輕金屬製造事業法

第五條及第十五條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ

指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

工作機械製造事業法

第五條、第十六條及第十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十二條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十五條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十一條ノ八ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

重要機械製造事業法

第三條、第十四條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第七條ノ規定ニ依ル機械又ハ器具ノ輸入、第十二條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十三條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十七條但書ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

有機合成事業法

第五條、第六條又第十六條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油業法

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

人造石油製造事業法

第四條及第十三條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

瓦斯事業法

第四條第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法

第六條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

第十一條第一項ノ規定ニ依ル請求ハ電氣事業者軍需會社ナルトキハ其ノ規定ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑛業法

第四十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

産金法

第四條第二項、第五條第一項及第七條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十條ノ規定ニ依ル取締役及監査役ノ選任及解任並ニ定款ノ變更決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ

認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

帝國鑛業開發株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第二十一條及第二十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ第二十二條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

帝國石油株式會社法

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十八條及第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十九條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

日本發達電氣株式會社法

第一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第三十四條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リ

テハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第三十六條及第三十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鹽專賣法

回收鹽又ハ副生鹽ニシテ自家工場ニ於テ使用ニ供スルモノニ付軍需會社豫メ包括的ニ地方專賣局長ノ承認ヲ得タルトキハ

第七條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル收納ヲ受ケ又ハ納付ヲ爲シ並ニ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ

市街地建築物法

第二條第二項、第四條第二項及第十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

公有水面埋立法

第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

森林法

第二十六條ノ規定ニ依ル保安林ノ開墾ノ許可ハ軍需會社ノ行フ鑛物ノ採掘又ハ砂鑛ノ採取ノ爲必要ナルトキハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル但シ地方長官國土保安上特ニ必要アリト認ムルトキハ當該軍需會社ニ對シテ造林其ノ他復舊ニ必要ナル行爲ヲ命ズルコトヲ得

第十一條及第十一條ノ二ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

工場法

第三條、第四條、第七條、第九條乃至第十一條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

賃金統制令

第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令ニ關シテハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニシテ其ノ勤勞管理方軍需大臣ノ所管ニ屬スルモノニ在リテハ地方長官ノ認可又ハ命令ニ代ヘ軍需大臣ノ指定スル官吏ノ認可又ハ命令ニ依ルコトヲ得

重要事業場勞務管理令

第四條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

經理統制令

第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認又ハ許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ承認ニ代ヘ軍需會社法施行令第十條ノ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

企業許可令

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
價格等統制令

主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項但書及第七條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定及同令施行規則第二條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ價格等ノ額ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得

都市計畫法施行令

第十一條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(別表三)

航空機製造事業法施行規則

第二十六條及第二十七條ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法施行規則

第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法施行規則

第八條及第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵事業法施行規則

第二十六條乃至第二十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第一條乃至第八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
日本發送電株式會社業務規程

第二條第三項及第四項、第七條第二項並ニ第九條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條第一項ノ規定ニ依ル承認及第十二條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル工場法施行規則

第二十四條及第二十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

貨金統制令施行規則

第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

重要事業場勞務管理令施行規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵鋼統制規則

第二條第二項、第十條、第十五條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄鋼統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十三條、第十六條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

特殊鋼需給統制規則

第二條第二項及第三項、第五條、第十二條並ニ第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

フエロアロイ等統制規則

工作機械製造事業法施行規則

第十二條、第二十三條ノ九第二項及第二十三條ノ十ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ規定ニ依ル届出ハ軍需會社ニ在リテハ同條第二號ノ場合ハ之ヲ爲スヲ要セズ

重要機械製造事業法施行規則

第十一條、第三十二條第二項及第三十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第三十六條ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得有機合成事業法施行規則

電氣事業法施行規則

第三十條、第八十六條第二項及第八十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法施行規則

第三條乃至第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法施行規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十二條、第十三條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵屑配給統制規則

第八條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

輕金屬屑配給統制規則

第八條乃至第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑛石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

螢石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銅、亜鉛、錫等配給統制規則

第四條及第四條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

白金等配給統制規則

第三條ノ規定ハ故白金ニ關スル限り軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石炭配給調整規則

第一條乃至第三條、第四條、第五條及第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

コークス配給統制規則

第三條、第四條、第八條及第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油販賣取締規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ石油ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第五條ノ五ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

合成染料等需給統制規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カリ鹽配給統制規則

第三條ノ規定ニ拘ラズ軍需會社ハ其ノ製造シ又ハ輸入シ若ハ移入シタルカリ鹽ヲ使用スルコトヲ得

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シカリ鹽ヲ讓渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條及第七條第二項、第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ゴム配給統制規則

第三條、第四條ノ二及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條、第十一條及第十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則

第五條及第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ屑ゴム又ハ粉末ゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

自動車タイヤ、チューブ配給統制規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カーバイド配給統制規則

第一條乃至第三條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

セメント配給統制規則

第三條、第四條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ソーダ工業藥品配給統制規則

第二條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シソーダ工業藥品ヲ讓渡スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條、第七條及第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

苦汁及ブロム配給統制規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硬化油等配給統制規則

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硝子屑配給統制規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ硝子屑ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵設備制限規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄造設備制限規則

第二條、第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

機械設備制限規則

第二條、第四條乃至第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

工作物築造統制規則

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵夫就業扶助規則

第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項及第八條乃至第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

勞務者募集規則

第六條、第七條、第十五條第一項、第二十條及第三十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條本文並ニ第五條第一項及第二項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

勞働者災害扶助法施行規則

第七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

健康保險法施行規則

第四十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

汽罐取締令

第三章ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行規則

第三十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行規則

第三十七條ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

軍需會社等ニ關スル登記取扱手續

(昭和十八年十二月二十一日)
司法省令第八十五號

二六

第一條 軍需會社等ニ關スル登記取扱手續ニ付テハ商業登記取扱手續又ハ組合登記取扱手續ニ規定スルモノノ外本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 軍需會社ノ生産責任者ノ選任又ハ任命ノ登記ヲ要スルニハ申請書ニ其ノ選任又ハ任命ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

初メテ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ軍需會社ニ指定セラレタル事實ヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス

第三條 初メテ前條第一項ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ軍需會社ノ指定アリタル旨ヲ記載スベシ

第四條 第二條第一項ノ規定ハ軍需會社ノ生産責任者ノ終任ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二條第二項及前條ノ規定ハ軍需會社ノ指定ノ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 商業登記取扱手續第三十七條、第五十九條第一項及第六十二條ノ規定ハ軍需會社ノ生産擔當者ノ登記ニ之ヲ準用ス

第六條 第二條乃至第四條ノ規定ハ軍需事業ヲ望ム者ニシテ會社以外ノ法人ノ生産責任者ノ登記ニ前條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノノ生産擔當者ノ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需會社徵用規則

(昭和十八年十二月十七日)
厚生省令第五十二號

第一條 軍需會社法(以下法ト稱ス)第六條ノ規定ニ基テ軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者並ニ軍需事業ニ従事スル者ノ徵用並ニ業務従事等ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定軍需會社ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ、指定軍需工場ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ノ工場事業場其ノ他ノ施設ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ハ徵用セラレタルモノト看做ス

第四條 指定軍需會社ノ生産擔當者及當該軍需會社ノ營ム軍需事業ニ従事スル者ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外徵用セラレタルモノト看做ス指定軍需工場ノ生産擔當者及當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニ付亦同ジ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

三 陸海軍軍屬

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

八 年齢十四年未滿ノ者

九 日日傭入レラルル者

十 六月以内ノ期間ヲ定メテ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者

十一 期間ノ定ナク勞務供給契約又ハ事業請負契約ニ基キ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者

十二 總動員業務ニ従事セザル者

十三 女子

十四 其ノ他ノ厚生大臣ノ指定スル者

第五條 指定軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者並ニ當該軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該軍需會社ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ノ徵用ノ變更、解除又ハ業務従事等ニ關シテハ國民徵用令ノ規定ニ拘ラズ本令ノ定ムル所ニ依リ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者及當該指定軍需工場ノ生産擔當者並ニ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該指定軍需工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ニ付亦同ジ

二七

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ依リ徵用セラレタルモノト看做サレタル者(以下軍需被徵用者ト稱ス)ハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業タル總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第七條 第五條ノ規定ニ依ル者ヲ除ク軍需被徵用者ニ對シテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ速ニ別記様式第一號ニ依ル徵用告知書ヲ交付スベシ

第八條 前條ノ徵用告知書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 徵用セラレタルモノト看做サルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
- 三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 國民徵用令第十二條乃至第十六條、第十七條乃至第十九條、第十九條ノ三及第十九條ノ四ノ規定ハ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十二條及第十四條中管理工場若ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社若ハ指定工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十七條中當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十二條及第十三條中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トシ、第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第十九條

及第十九條ノ四中管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

前項ノ場合ニ於テ國民徵用令第十二條及第十三條中徵用ノ期間ニ關スル事項ハ第五條ノ規定ニ依ル者以外ノモノニ付テハ之ヲ準用セズ

第十條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付其ノ従事スル總動員業務ヲ行フ本店又ハ工場事業場其ノ他ノ施設ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ當該軍需被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ其ノ旨届出ツベシ

第十一條 國民徵用令第十六條ノ二ノ規定ハ生産責任者ノ徵用ノ變更ニ付之ヲ準用ス但シ管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トス

第十二條 生産責任者法第四條若ハ第二十條ノ規定ニ依リ解任セラレタルトキ又ハ軍需會社法施行令第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ職ヲ辭シタルトキハ其ノ者ノ徵用ハ解除セラレタルモノト看做ス但シ其ノ者ガ引續キ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ軍需事業ニ従事スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ在リテハ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サルベキ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ別記様式第二號ニ依ル徵用解除告知書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十三條 國民徵用令第十六條ノ三乃至第十六條ノ五ノ規定ハ

軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十六條ノ五ノ規定ニ於テ管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

第十四條 國民徵用令第二十條及第二十二條ノ二ノ規定ハ本令ニ依ル徵用ニ關シ之ヲ準用ス但シ第二十二條ノ二第二項中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(表面)別記様式第一號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格五トス)

徵用告知書發付番號	第	號	
徵用告知書 本籍 何都府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地 氏 名 何年何月何日生 右ノ者左ノ通徵用セラレタルモノト看做サル 從事スベキ總動員業務 〆指定軍需工場ノ名稱 何々 從事スベキ總動員業務 何々 從事スベキ職業 何々 從事スベキ場所 何々 備考			
昭和 年 月 日 廳府縣長官 氏 名 圖			
受領證 一 徵用告知書何年何月何日發付第何號 右 受領ス 昭和 年 月 日 午前 時 分 本籍 何都府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地 氏 名 圖 廳府縣長官 氏 名 殿			

(裏面)

徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

記載心得

一、備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

三、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ゲナキモノトス

期記様式第二號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

徵用解除告知書 第 號	徵用告知日 昭和 年 月 日	徵用解除告知書 第 號	徵用告知年月日 昭和 年 月 日
從事シテ行フ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレモト看做サル 昭和 年 月 日 廳府縣長官 氏 名	從事シテ行フ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱	領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ 徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受 徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得
一徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號) 右受領ス 昭和 年 月 日 午前 時 分	廳府縣長官 氏 名 從事シテ行フ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテ行フ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱 ハ指定軍需工場ノ名稱	徵用解除告知書發付番號 第 號

記載心得
一、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
二、徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ガナキモノトス

「統制會社令」解説

制定の趣旨

戦争を完遂するためには、我が國の總力を擧げて戦力増強の一點に集中することが肝要であり、これがためには産業經濟の統制機構を整備し速に國防經濟體制を確立することが刻下の急務であることは贅言を要しないところである。政府においてはさきに統制會の制度を設け、重要産業部門においてはこの統制會を中心として當該産業の整備確立をはかると共に、統制會の設立されざる産業部門についても、従來商業組合または工業組合の制度により全面的に生産配給の機構を整備し、戦争遂行上必要な物資の生産を確保し、これが圓滑適正なる配給をはかり來つたのである。しかしながら、狀勢の推移にともなひ、物資の生産ならびに配給の統制はさらに一段と強化するの必要を生じ、従來の組合制度をもつては現下の統制經濟の運営上國家目的に副ひ高度の統制を行ふ上において不十分の點が尠いのに鑑み、去る三月の第八十一帝國議會の協賛を経て商工組合法の制定をみ、組合制度の劃期的な改正が行はれることになつた次第である。すなはち、同法に基く統制組合により従來の商業組合工業組合等の行ひ得なかつた高度の統制を行ふと共に、この統制を確保するため統制に附隨する事業をも併せ行ひ得ることとなり、組合制度適用の範圍は擴大されたのである。一方統制會の設立さなてゐる重要産業部門においては、統制會設立以來漸

次當該産業の生産配給に關する統制も強化整備されつつあるがこの統制會は當該産業の統制をはかることを唯一の目的とするもので、統制のためにする經營、すなはち經濟事業はこれを行ひ得ない建前になつており、また將來といへども統制會をして經濟事業を行はしめることは適當ではないといふことになつてゐるため、統制會の下部機構として會員のため、例へば原材料の共同購入、製品の共同販賣等を行はしめるため會社形態による機關を必要とするのみならず、その他の産業部門においても業種、業態、規模等諸種の點よりして組合形態による統制を適當とせざる部門があるので、現に統制會の下部機構としてのみならずその他の産業においても、特に高度の統制を必要とする物資についてはいはゆる統制を設立させ來り既に各般の物資についてこの統制會社が相當多數設立されてゐるのである。しかし之等會社は單に商法の規定に基く株式會社に過ぎざる關係上必要な場合にその設立を命ずることを得ざるのみならず、設立後においても業務の運營その他について政府の意思を適確且迅速に産業の末端にまで滲透させるに不十分の點があり、統制遂行上不便が尠くなかつたといふ状態である。これがため、之等會社に對する基礎法規を明確にし、且政府の適切な監督をなし得ることが必要となつて來たのであつて、これが本令制定の第一の目的といふことが出来る。

さらに之等會社の運営は從來株主總會あるひは重役會を中心とする合議制に基づき、いはゆる多數決の原則によつて行はるるため、高度の統制に即應し敏速適確な運営を行ふに支障のないに鑑み、社長の権限を強化し、強力な經營を行はしむる必要が痛感された次第であつて、之等が本令制定の主要な目的であるといふことが出来る。

次に本制度運用の方針についていへば、本令を適用し統制會社を設立せしむる範圍は、物資の生産、配給、輸出入その他勅令に掲げられたる事業に限られることはいふまでもないが、物資の生産、配給についても高度の統制を必要とする物資、すなはち重要原材料及重要製品ならびに緊要生活必需物資に限り適用することとし、その業態についても生産と卸の段階について之を認め、小賣業の如き末端配給機關にはこれを適用しない方針である。

而していはゆる統制會社なるものが既に各種の物資について設立されてゐるのであるが、之等は何れも經濟統制の進展にもなひ、その必要の都度設立された關係上、業種の選定も區々で、必ずしも適當でないものあり、また配給段階もある程度整理を要するものあり、さらにまた商工組合法の施行を見たる現在においては、統制組合形態に改組するを却つて適當と認められるものも尠くないと考へられるので、生産配給機構の簡素單純化をはかる意味においては必要に應じ、既存のいはゆる統制會社を改組し、あるひは合併その他整理統合を行ひ、嚴選の上本令の統制會社たらしめることとし、なほ新に設立せしむる必

要あるものについても、右の趣旨に則り、眞に必要なものに限り設立せしむる方針になつてゐる。

本令の解説

本令は五十三條からなつてゐるが、施行細則的な事項は比較的僅少であるため、すべて勅令中に包含されてゐる。したがつて本令に基づく省令等は制定されない。以下各條について解説することとする。

第一條 本令の基礎法規と統制會社の目的を掲げたものである。まづ總動員法第十八條によれば「政府ハ國家總動員上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種又ハ異種ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコト」(第一項)が出来る。またその「團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム」(第六項)となることになつてゐるのであるが、本令はその勅令、すなはち、第十八條の第一項および第六項に基づく勅令である。いふまでもなく、その勅令中には本令の外に種々制定されており、また將來も制定されるであらう。既に制定されてゐるものは統制を目的とする團體に關するものとしては重要産業團體令、金融統制團體令、新聞事業令、出版事業令等があり、統制のためにする經營を目的とする會社に關するものとしては配電統制令、水産統制令がある。本令は第十八條第一項の勅令であるが「統制ヲ目的トスル團體又ハ會社」の設立に關するものではなく、「統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル」しかも「團體」で

はなく「會社」の設立に關するものであり、その中で「別ニ定ムルモノ」すなはち、既に制定されてゐる配電統制令水産統制令あるひは第十八條第一項の規定により將來制定されるかも知れない勅令によるもの以外のもので、「事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル會社」設立ニ關スル命令及其ノ命令ニ依リ設立シタル會社ニ關シ必要ナル事項」を規定した勅令であるといふことが出来る。本令の設立命令によつて設立された會社(次條において株式會社であることを明にされてゐる)は、これを統制會社と略稱してゐるが、その設立の態様を大體三種類に大別することが出来る。

第一は、いはゆる全く新規に設立される場合で、第三條第一項および第四條以下に規定されてゐる手續により設立されるものであり、これはさらに商法的一般原則に基いて發起設立と募集設立の二種に細分することが出来る。

第二は、現に「統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル株式會社」すなはち、統制會社と同様の事業を行つてゐる。いはゆる統制會社を簡單な手續をもつて本令による統制會社に、いはば「移行」させる手續により設立されるもので、第三條第二項、第四條第二項および第十二條以下に規定されてゐる。

第三は、既存の會社について合併により統制會社の設立をなす手續で第三十二條以下に規定されてゐる。

以上三種の手續はいづれも行政官廳の設立命令により開始されるものであり、これにより設立された會社が統制會社である。次に本令の適用地域は、内地は勿論朝鮮、臺灣および南洋群島

の外地にも及ぶものである。本令の根據法である國家總動員法は朝鮮および臺灣に施行されてゐる(昭和十三年勅令第三百十六號國家總動員法を朝鮮臺灣および樺太に施行する件)。南洋群島にも適用されてゐる(昭和十三年勅令第三百十七號南洋群島に於ける國家總動員に關する件)。したがつて本令もこれと同様に外地に適用されることは當然である。

第二條 は、第一條に規定した統制會社の目的についてのいはば細目に關しその目的、組織、事業について定めたものである。第一に統制會社は「國民經濟ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシムル」ことを至上目標として設立されるものである。蓋し、決戦下經濟戦力の徹底的増強をはかるためには統制會社をして既存の利益追及的性格の株式會社から、ある程度國家的、公共的性格を有するものに修正するに非ざれば、國家的要請に應ずることは出来ないからである。

第二は、統制會社は「物資ノ生産、配給、輸出、輸入若ハ保管又ハ人若ハ物ノ運送ヲ爲ス事業ノ統制ノ爲ニスル經營」を目的とするものである。生産には修理、加工のほか取附を含むことが明にされてゐる。修理、加工は一般に物資の生産の一態様と考へられてゐて、疑問の餘地が少いと思はれるが、ここに取附といふ中には解釋上若干疑問がある。普通には、例へば……自動車の代用燃料装置の取附、無線電信電話機その他の電氣裝置の取附等、一般にその物資の生産(あるひは配給)の延長と考へられる範圍である。したがつて、土木建築等における築造の範圍に及ばない。蓋し、是等は取附の觀念に包含させることが

妥當なるのみならず、建物とか工作物の築造を物資の生産と解することが適當でないと思はれるからである。

配給とは賣買、讓渡、移出、移入を包括する觀念である。

輸出、輸入業は交易營團が設立され、營團において統制のためにする經營を行ふこととなつてゐる今日、統制會社を必要とする範圍は殆んどないと思はれるが、主として外地においての交易業を考へての規定である。

保管事業または運送事業については將來の問題は別として、差當りは機帆船運送以外には統制會社の設立は考へられてゐないようである。

第三は、統制會社の目的である「事業ノ統制ノ爲ニスル經營」とは、例へば……物資の生産、配給の事業の統制についていへば、原材料の一手購入、製品の手購入といふような統制確保に必要な經濟事業である。この點事業の統制のみを目的とする統制會社はその目的を異にし、統制會社の會員である統制會社と當該統制會社との關係は統制會社が當該産業の中心に位し、その統制の下に統制會社が、統制會のなし得ない經濟事業を營むものである。

第四は、統制會社はその本質は株式會社である。統制會社は前述のようにある程度營利的性格を拂拭し、公共的性質を帯びた國家的統制機關ではあるが、その本質は、商法の株式會社であることを明にしたのである。尤も統制會社についてはその目的に鑑み、後に述べるように株式會社に關する規定に各種の特則を設けてあるので、實質的には商法の株式會社と相當異つた

會社といふことも出来るが、形式的には株式會社であるから本令において特に商法の規定を排除し、あるひは商法の規定を必要ならしめる場合の外は、商法の株式會社に關する規定が適用されることになる。

第三條 統制會社設立手續の三つの方法の中二つの方法について規定したものである。他の方法は前述のように第三十二條第一項の規定による設立合併である。本條第一項は新規設立、第二項は移行設立である。

新規設立の場合には第一項に規定されてあるように、生産、配給以下の事業を營む個々の業者に對し設立の命令をなすこともあり、また之等の業者の團體に對し設立の命令を出すことも出来る。團體は法人であることが必要である。蓋し、法人格のない團體は權利義務の關係が明確でないし、少くともその關係が複雑になるので法人であることが必要であることを明にしたのである。團體としては主として商工組合法による統制組合また施設組合が豫定されるが、經過的には商業組合、工業組合あるひは場合により同業組合等もあり得ると考へられる。

第二項は現在既に「事業ノ統制ノ爲ニスル經營」を行つてゐる株式會社、すなはち、いはゆる統制會社に對し、本令の適用ある統制會社となるべきことを命ずる規定である。命令を受ける會社は單一であることが必要である。二以上の會社に對し一の統制會社となるべきことを命ずるのは第二項では出来ないから第三十二條第一項の規定による合併の方法によるべきである。

第四條 第四條より第十四條までは設立の手續的規定である。本條一項は前條第一項にいふ新規設立についてのものである。新規設立の命令をなす場合は第一號乃至第四號に掲ぐる事項を指定してこれを公示することになつてゐる。命令書の交付は要件としない。公示事項は第一號から第三號までは説明を要しないが、第四號では、例へば……統制會社の資本金額とか重要な事業あるひは場合により、株主たるべき者の資格等を明確にすることも必要であらう。公示は必ずしも官報によることは必要ではない。

第二項は移行設立の手續的規定であつて新規設立と異なる點は命令書を交付し、且公示することと記載事項に「統制會社ト爲ルベキ旨」が追加されてゐる點である。前項の場合には受命者が多いので公示のみをもつて足ることとしたのであるが、今度は受命者が單一であるので命令書を交付することとし、且株主とかその他に周知させる必要性に鑑み公示することとしたのである。

第五條 第五條より第十三條までは新規設立の手續的細目的規定である。前條第一項で公示をする場合または公示した場合は「行政官廳ハ設立委員ヲ選任セシムル爲」銓衡委員を任命し、その氏名および住所を公示することになつてゐる。銓衡委員は自然人でなければならぬ。

銓衡委員の任務は設立委員を選任しその選任について行政官廳の認可を受けることである。かかる意味の銓衡委員の制度を設けた例は尠いようであるが、統制會社は各般の業種、業態に

互り設立されるものである點に鑑み、行政官廳が直接設立委員を選任することが困難なることもあり得るし、たとひそれが可能としても業界の實情に即しない場合もあることを慮り、かかる制度を設けたのである。銓衡委員は當該業に關し經驗ある者または學識ある者の中から任命せしめらるることになつてゐるが、大體業界の代表的人物を選び、出来る限り業界の意向を尊重することとなると考へられるが、その他のいはゆる學識經驗者より選ばれることもあらうし、また場合によつては官公吏も學識ある者として任命せられることもあらう。

設立委員は設立命令を受けた者の中より銓衡委員により選定される。この場合に行政官廳の認可を要する。銓衡委員と設立委員と重複すること、換言すれば、受命者たる銓衡委員の中より設立委員を選任することは差支へないと解される。選任は同意を要するものと解されるから、設立委員に選任されても辭退することは出来るが、受諾したからには、單なる受命者たる以上設立委員としての義務が生ずる。

設立委員は商法の發起人と看做され、發起人と同一の權利義務を有つものであり、發起人には法人もなり得るといふことになつてゐるから、設立委員も法人で差支へないと解すべきである。

第六條 設立委員のなす設立手續は大體商法の規定に基いて進められることになるが、統制會社の特質上商法の例外的な事項を定めてある。

設立委員は定款、株式の割當に關する計畫その他必要な事項

を定め行政官廳の認可を受けることになつてゐる。

第七條 統制會社は命令設立であり、設立命令を受けた者は設立の義務を負ふものであるから、設立の義務の範圍を明確にする必要があるので、設立委員が前條第一項の規定により認可を受けた割當計畫にしたがつて株式の申込をなす義務があることを明にした。設立委員は認可を受けた割當計畫を受命者に通知すべきであるが、通知は必ずしも割當計畫の全部たることを要せず、當該受命者に關する部分のみで足れるものと解される。受命者の設立義務は單に株式の申込をなす義務に限定されるわけではない。一般に統制會社の設立行為をなし、またはこれに協力する義務があるわけであるが、ただ、總動員法第三十八條第一項の關係からすれば「設立ヲ爲サザルトキ」に該當する場合に罰則の適用を受けると解すべきである。

株式の申込は割當計畫に定められた以上の數を申込んでも差支へないと解される。申込に對し株式の割當がなされることは商法の申込、割當に關する一般規定上當然である。

第八條 株式申込證の記載事項についての規定であるが、商法第七十五條第二項の第一號は統制會社の定款が行政官廳の認可にかかつてゐる關係上、公證人の定款認證に關する商法第六十七條の適用が排除される(第十一條)から不要であり、その代り定款認可の年月日を記載することとしたものであり、同項第七號は命令設立の建前からしてあり得ないから除外されてゐる。

第九條 株式引受が認可した割當計畫に準據してゐるかどうか

を判定するための検査である。

第十條 設立委員の性質を明にした規定である。設立委員は前述の如く受命者の中から選任され、株式引受の義務は勿論、一般に統制會社設立の義務があるのであるから、これを商法の發起人と看做し商法第二編第四章の規定を適用することとしたのである。したがつて、引受未済の株式のあつた場合の發起人の引受義務(商法第九十二條)等も設立委員が負ふことになり、統制會社設立に關し發起人のなすべき手續も本令中別段の規定ある場合の外は大體商法の規定する手續にしたがひ、定款の作成より創立總會の終了まで進行するわけである。

商法第二編第七章に規定する發起人についての罰則は設立委員には適用されない。

第十一條 統制會社について、その性質上商法の規定を排除すべきものを擧げてある。排除した理由は第六十五條については業界の實情からして設立委員が必ずしも七人に充たざる場合もあり、また七人を要しない場合もあるからである。

第六十七條については前述の通りであり、第七十三條についてはいはゆる發起設立の場合において、第八十一條および第八十五條については募集設立の場合において、それぞれ検査役の選任の必要性または特別利益および現物出資の當不當の判断は行政官廳が定款を認可する以上不必要と認められたからである。

第十二條 第三條第二項に述べた移行設立の手續を規定したものである。統制會社となるべきことを命ぜられたる株式會社(受

命會社)は株主總會を開き、商法第三百四十三條のいはゆる特別決議をもつて、定款その他必要な事項を定め、主務大臣の認可を受けることにより統制會社といふ趣旨である。

移行の場合第十二條の手續により統制會社が設立されれば受命會社は消滅し、受命會社の権利義務は包括的に統制會社が承継する。統制會社は新規設立の場合も同様であるが、登記によつて成立することは株式會社についての一般原則の通りである。實質は受命會社が移行する形であるが、形式的には統制會社が新に設立され、受命會社は消滅し、その権利義務が統制會社に包括的に承継されるといふことになる。

(第十三條 省略)

第十四條 行政官廳は統制會社の設立を圓滑迅速に進行させるため監督上必要な命令をなし得ることとしてある。本條の適用あるのは新規設立と移行設立の場合であり、監督命令を受けるのは設立委員又は受命會社である。なほ本條は設立合併の場合にも準用されてゐる(第三十五條)

第十五條 統制會社についての名稱強制と他の會社に對する名稱禁止の規定である。統制會社は一般の會社と異り、いはば國家的統制機關であるから、これを他の會社と區別するために必ず「統制」といふ文字をその商號中に用ひなければならぬ。統制の文字は名稱の如何なる部分に用ひても自由であるが、統制會社は株式會社であるから、株式會社といふ文字を用ひなければならぬ(商法第十七條)ので、統制會社の商號は多くの場合何れも統制株式會社といふことにならう。

統制會社でない會社は、統制の文字を商號中に用ひることは

出來ない。統制の文字を用ひることを得ないのは會社一般である。單に株式會社のみではない。蓋し、有限會社、合資會社等であつても統制會社との誤認混同を生ずる虞があるからである。ただ特別の法令によつて設立された會社例へば……蠶絲統制法により設立された日本蠶絲統制株式會社、水産統制令により設立された帝國水産統制株式會社等については第二項は適用されないと解される。かかる特別の法令は本令のような一般法に優先するから解釋上當然除外されると考へられるからである。

特別の法令による會社といふも、單にその法令中に監督規定がある程度の會社については第二項は適用せられる。會社の構成または名稱自體がその法令によつて與へられてゐる會社でなければ第二項の適用を免れない。

第十六條 統制會社の事業は、個々の會社の目的により多種多様であるが、大體一號乃至五號に列擧された事業を行ふことにならう。第六號でその他統制會社の目的達成上必要な事業を行ふことが出来るが、これは第二十五條の規定による事業の施行命令のあつた場合の外は行政官廳の認可を受けなければならぬ。

第十七條、第十八條、第十九條、第二十條 統制會社の役員として社長、理事、監事は必ず置かなければならぬ。理事三人以上とあるのは商法第二百五十五條に依つたものである。

右以外の役員も定款で規定すれば置くことが出来るが、それは社長の諮問に應ぜさせるためであつて、つまり諮問機關に過

きない。諮問機關は廣く各方面の有識經驗者の意見を徴するといふ點において必要性が認められるが、兎角利益代表的な意味の役員が徒に多過ぎ、しかも一定の業務を分擔せず、相當高級を食んでゐるといふ非難の聲が一部にある點に鑑み、運用方針としては、定款認可の際、慎重に検討されねばならないであらう。

第十八條 役員職務を規定したものである。社長は統制會社を代表してその業務を總理するものである。すなはち、社長はいはゆる指導者として、外に對しては統制會社を代表し、内に對しては最高の執行機關として業務の適正圓滑な遂行をはかるべきものである。従つて商法第二百六十條および第二百六十一條の取締役各個の代表および、業務執行に關する決議については規定は適用されない。その他社長、理事および、監事については本令に別段の定ない限り、社長および理事については取締役、監事については監査役に關する商法の規定が適用されるわけである。

第十九條 役員を選任方法についての規定である。まづ社長に

- (一) 一般の場合は株主總會の決議
- (二) 新規設立の場合で募集設立の場合は創立總會の決議
- (三) 新規設立の場合で發起設立の場合は設立委員の議決権の過半数の同意
- (四) 移行の場合は移行を決定する爲開かれる株主總會の決議

會社の主務大臣の認可を必要とするになつており、理事については選任された者を會長が承認するといふことになつてゐる。

第二十一條 社長および理事について兼業禁止を定めたものである。社長および理事をして専心その職務に従事せよとする趣旨に出でたるもので、特殊會社の例に倣つてゐる。蓋し之等の役員は統制會社の中樞的職務擔當者であるから無制限に他の職業に従事させるにおいては統制會社の業務に支障を來す慮があるからである。

しかし、全く他の職業に従事することを禁止するにおいては有能な人材を得難き場合もあるから、行政官廳の認可または統制會の會長の承認を受けた場合は差支ないこととしてある。商業とは工業に對する意味ではなく、一般に營利を目的とする事業を包括するもので、商行爲と同意義と解されてゐる。職務とは右の營業以外の職務一般を總稱する。

統制會の會長に権限を委任される場合は第二十條の場合と同様で、現に會員である統制會社の場合と受命會社が統制會社となる場合の設立當時の場合とである。

第二十二條、第二十三條 統制會社に關する監督的な規定である。統制會社の定款の変更、利益金の處分その他重要な事項の決議は行政官廳の認可を受けなければ效力を生じない。繼續とは商法第四百六條の規定により、定款に定めた事由の發生または總會の決議に依り解散した場合において、特別決議をもつてなす會社繼續の決議を指すのである。

をもつて社長候補者を推薦し、その中から行政官廳が任命する。行政官廳はもし推薦された者の中に社長の適任者がない場合はその他の者から任命することが出来る。推薦すべき社長候補者は必ずしも二人以上であることは必要ではない。むしろ一人の場合が多いであらう。

理事は社長と同様の決議または同意をもつて選任し、行政官廳の認可を受けなければならない。

第二十條 本條は役員選任方法についての前條の規定に對する例外的規定である。すなはち統制會の會員たる統制會社の社長および理事の選任の場合は、當該統制會の會長に關與の餘地を與へんとする趣旨である。但し統制會の會長に権限を認めんとするのは所屬統制會が一つの場合に限る。二つ以上の場合は、第十九條の原則に戻り、行政官廳である。二つ以上の統制會の會長に権限を認めると手續が煩雜になるからである。新規設立の場合は設立される統制會社が統制會の會員になるか否かは不明であり、假令會員となる豫定であつても、創立總會當時は會員となることは不可能であるから、會長に権限を認むることは妥當ではない。ただ、移行の場合と新設合併の場合に疑問があるが、前の場合には統制會の會員である受命會社が統制會社となる場合に(第一項)、後の場合は合併の當事者のいづれも同一の統制會の會員である場合(第三十五條第二項)に統制會の會長に権限を認めることになつてゐる。之等の場合においては、社長については推薦された者を會長が任命し、その場合に統制

第二十四條 社長のいはゆる原案執行権を認めたものである。社長は統制會社の業務について全責任を負ふものであるから、公正な判断の下に臨機の措置を執り、會社運営の萬全を期せねばならない。これがためには社長は株主各自の主張や利益に拘束されることなく、公益優先を第一義として業務を遂行すべきものであるから、特定の場合には原案を執行することが出来る

ことが出来ることにしたのである。株主總會で正常な原案を否決した場合とか附議した事項を議決しない場合とか、株主總會が成立せざる場合で、行政官廳の認可または統制會長の承認のあつた場合である。原案執行をなし得る事項は、株主總會の決議を必要とする事項であるが、その中で商法に規定する特別決議を必要とする事項については出来ない。蓋し、原案執行は統制會社の業務を公正敏速に處理させる目的であり、無制限にこれを認め、會社の組織等根本に關する事項についてまでも認めるとは妥當でないし、また原案執行を必要とする事項は、もしあるとしても、一般の業務運営に關する事項についてのもものが多く、組織に關する事項については左程必要でないと思はれるからである。

第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條 いづれも監督的な規定である。第二十五條により命じられる事業として豫想されるものは、例へば……検査の施行、共助施設の設置および價格平衡資金の設定等があり、事項としては、例へば……定款の変更、事業計畫の設定變更等が豫想される。第二十六條は業務についての監督命令の規定であり、第二十

七條は株主總會の決議に對する行政官廳の取消權を定めたもので、いづれも説明を要しないと思ふ。

第二十八條は社長、理事および監事の解任について規定したものであるが、第二項で統制會の會長にも社長の解任權を認めたるのは選任の場合と同様の趣旨に出でたるものである。理事については重要産業團體令第二十七條の規定により解任命令を出し得るから本令には特に規定してゐない。

社長に對しても重要産業團體令第二十七條で解任命令を出し得ることとなるが、統制會社の株式總會には一般の株主總會のように社長の解任權がなく、統制會社に對し解任命令をなすも不能の命令となるから、第二項において解任權を認めると共に第五十二條において重要産業團體令第二十七條を改正してゐる。

第三十條、第三十一條 統制會社は株式會社であるから商法の一般の規定に従ひ解散する(商法第四百四條)。株主總會の決議または營業全部の譲渡による解散の場合は、その決議について行政官廳の認可を受けなければ效力を生じない(第二十三條)。また公益的見地よりする裁判所の解散命令(商法第五十八條)も統制會社に對しなされる。

本條は、之等の解散の外に行政官廳の解散命令についても規定したものである。行政官廳は必要ありと認めるときは統制會社の解散を命ずることが出来る。統制會社は行政官廳の命令により設立されるものであるから、必要があれば何時でも解散を命じ得ることは當然である。本條の命令は解散をなすべき義務

の必要があれば、企業整備令に基いてなすことが出来る。統制會社は前二項の規定による命令による以外には任意に合併をなし得ないから、もし任意に合併の合意がなされたような場合も形式的には行政官廳の命令が出さなければならぬ。

合併の當事者としての、統制會社でない會社は、吸収合併の場合においては必ずしも新設合併の場合のように第二條に掲げる事業を營むことを目的とする會社であることは必要でない。第三十三條は、第四條第二項の規定を合併命令の場合に準用したもので、その他の合併に關する規定は商法の規定によるわけである。

第三十四條は、合併の決議について行政官廳の認可を必要とすることとしてゐる。合併をなすには合併契約書を作り、株式會社であれば株主總會の承認の決議(商法第四百八條)、合名會社等であれば總社員の同意(商法第九十八條)を得なければならぬが、その決議または同意は認可を受けねばならぬ。

定款は認可の対象ではないが、合併契約書にその重要事項が掲げられる(商法第四百十條)のみならず、設立の場合には創立總會、吸収の場合には存続統制會社の株主總會で役員を推薦するものは選任して、任命あるひは認可を申請する(第三十五條)に、定款その他設立に必要な事項の適否を判断する餘地があるから、實質上は定款を認可にかけたのと同様の結果になる。

第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條 統制會社の設立の登記は商法の一般規定にしたがへば、新規設立および合併設立の場合は創立總會

を與へるものではなく、形成的に解散の效果を生ずるものであることを第二項において明らかにしてある。すなはち、解散命令があれば統制會社はその命令のあつたとき解散する。

第三十一條は、解散の場合においての清算人についての規定であるが、解散した場合も解散前と同様に、指導者としての社長に獨裁的に清算事務を處理させる意味において社長を清算人としたものである。

第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條 第一項は合併による統制會社の設立についての規定で合併設立とも稱すべき設立の一態様である。第三條は單なる設立であるが、本項は合併の方法による設立である點において第三條と異なる。本項の命令を受くべき者は統制會社または統制會社でない會社で第二條に掲ぐる事業を營むことを目的とする會社である。當事者双方共統制會社である場合、統制會社と然らざる會社の場合、双方いづれも統制會社でない會社の場合等種々あり得るが、合併であるからいづれも會社でなければならぬ、しかも第二條に掲げる事業を營む會社でなければならぬことは第三條との關係上も當然である。

第二項は統制會社に對する吸収合併の命令に關する規定である。一の統制會社に對し他の統制會社をも合併すべきことを命ずる場合と、統制會社に對し統制會社でない會社を合併すべきことを命ずる場合とが豫想されるが、これは統制會社に對しての命令であり、統制會社でない會社に對しては本令では合併の命令はなし得ない。もし統制會社でないものに對し強權的の命令

終結の後二週間以内(商法第八十八條および第四百十四條)移行設立の場合には第十二條の株主總會の終結後二週間以内になすといふ建前になるであらうが、實際問題としては創立總會または第十二條の株主總會で社長候補者の推薦または理事の選任をなし、任命書または認可書の到達したるときより起算する(商法第六十一條)といふことになるから、その點を明らかにするため、第十九條または第二十條の手續の終了、すなはち、社長の任命、理事の認可のあつたときより二週間としたのである。第三十七條は、移行設立の場合に設立の登記申請書の添附書類について特例を規定したもので、非訟事件手續法第八十七條の例外をなす規定である。新規設立の場合には特例を認める必要がないので同條の規定による。

第三十八條は、受命會社が社債を發行してゐた場合の社債登記に關する規定であるが、恐らく社債を發行してゐるもので受命會社となるものはないと想像される。

第三十九條は、受命會社の登記の抹消を登記官吏が職權をもつてするといふ規定であり、第四十條は支店においての登記の抹消に關するものである。

第四十一條は、統制會社設立完了の旨の届出について規定したものである。

第四十三條、第四十四條 行政官廳とあるのは主務大臣、地方特別行政官廳、地方長官に讀み替へてゐるわけであるが、第四十三條第一項は統制會社の設立、解散、合併の命令は原則として主務大臣がなすこととし、ただ樺太に關する場合は樺太の特

殊事情を考慮し、樺太の區域を超えざる區域において事業を行ふことを目的とする統制會社については、設立、解散、合併の命令権を樺太廳長官に委任してある。但し統制會所屬の統制會社の社長を統制會の會長が任命する場合の認可と、樺太の區域内の統制會社と然らざる會社との合併命令の場合には主務大臣に留保してある。

第四十三條第二項および第四十四條は、地方特別行政官廳又は地方長官に對し、なるべく廣泛な権限を委任し、もつて迅速な行政運営を行はんとする趣旨であり、第四十三條第二項は地方特別行政官廳または地方長官の管轄區域を超えない區域において事業を行ふことを目的とする統制會社については當該官廳に専ら委任するものであり、第四十條は當該官廳と主務大臣と双方の権限を認むるといふ趣旨である。

第四十五條 提出書類の經由の規定であるが、行政簡素化の趣旨に基いて經由廳を少くするといふ意味において、主務大臣直轄のものについての地方廳經由を廢することとした。

第四十六條、第四十七條、第四十八條 本令の外地施行にともなふ讀替へ規定であるが、第四十六條第二項は内外地を通ずる統制會社について、外地のみに關する事項については外地の長官の專管を認め、その他の事項についてはすべて主務大臣の專管とし、第四十七條において主務大臣または外地の長官が處分をなさんとする場合に重要事項について協議すべきことを定めてある。

第四十八條は、朝鮮および南洋群島には商法は施行されてゐ

ないため、朝鮮においては朝鮮民事令、南洋群島においては南洋群島裁判事務取扱令によることを定めた商法といふことになつてゐる。

第四十九條は、制令または法律は法律勅令に違反することを得ずとの規定（朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律第五條、臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律第五條）の解釋上疑問があるため、名稱禁止に關する第十五條第二項の規定との關係を明らかにした次第である。

第五十一條 統制會社について會社經理統制令の所管大臣は當該統制會社の所管大臣がこれを行ふこととし、もつて事業監督と經理監督の一元化をはからんとする趣旨に出でたものである。

第五十二條 第二十八條第二項において述べたところと相對するもので、統制會社の社長を統制組合の理事長と同様に、統制會の會長の解任命令の對象より除外せんとするものである。

第五十三條 名稱禁止に關する第十五條第二項の猶豫期間を定めたもので、暫定的措置である。本令施行の際その名稱中に統制なる文字を用ひてゐる。會社は本令施行後六月間は從來通りその名稱を使用しても差支へないが、それ以後は禁止される。六月といふ期間は一體既存のいはゆる統制會社の移行または改組整理の目標期間と考へてよいであらう。

統制會社令

(昭和十八年十月十五日
勅令第七百八十四號)

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十八條ノ規定ニ基ク事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル會社ヲ設立ニ關スル命令及其ノ命令ニ依リ設立シタル會社（以下統制會社ト稱ス）ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 統制會社ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲物資ノ生産（加工、取附及修理ヲ含ム以下同ジ）、配給、輸出、輸入若ハ保管又ハ人若ハ物ノ運送ヲ爲ス事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

第三條 行政官廳統制會社ヲ設立セシメントキハ第二項又ハ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ノ設立ヲ命ズル場合ヲ除クノ外物資ノ生産、配給、輸出、輸入若ハ保管又ハ人若ハ物ノ運送ヲ爲ス事業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體タル法人ニ對シ統制會社ノ設立ヲ命ズベシ

行政官廳ハ現ニ前條ニ掲グル事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル株式會社ニ對シ統制會社ト爲ルベキコトヲ得

第四條 行政官廳前條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ公示スベシ
一 設立ノ命令ヲ受クベキ者ノ氏名又ハ名稱及住所
二 統制會社ノ目的

三 統制會社ヲ設立スベキ期限
四 其ノ他必要ト認ムル事項

行政官廳前條第二項ノ規定ニ依リ統制會社ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ當該會社ニ對シ前項各號ニ掲グル事項ノ外統制會社ト爲ルベキ旨ヲ記載シタル命令書ヲ交付シ且當該記載事項（前項第四號ニ掲グル事項ヲ除ク）ヲ公示スベシ

第五條 前條第一項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ設立委員ヲ選任セシムル爲當該事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ銓衡委員ヲ命ジ其ノ氏名及住所ヲ公示スベシ
銓衡委員ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ノ設立ヲ命ゼラレタル者ノ中ヨリ設立委員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

行政官廳前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ設立委員ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ公示スベシ

第六條 設立委員ハ定款、株式ノ割當ニ關スル計畫其ノ他統制會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ク可シ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
前項前段ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ事業計畫書及事業收支目論見書ヲ添附スベシ

第七條 第三條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ノ設立ヲ命ゼラレタル者設立委員ヨリ前條第一項ノ認可ヲ受ケタル株式ノ割當

ニ關スル計畫ニ付通知ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ從ヒ株式ノ申込ヲ爲スベシ

第八條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第九條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ株式申込證ヲ行政官廳ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第十條 商法第二篇第四章ノ規定ノ適用ニ付テハ設立委員ハ之ヲ發起人ト看做ス

第十一條 商法第六十五條、第六十七條、第七十三條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ統制會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 第三條第二項ノ規定ニ依リ統制會社ト爲ルベキコトヲ命セラレタル株式會社(以下受命會社ト稱ス)ハ株主總會ノ決議ヲ以テ統制會社ト爲ルモノトス

前項ノ株主總會ニ於テハ定款其ノ他統制會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

前二項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二項ノ決議(社長候補者ノ推薦並ニ理事及監事ノ選任ヲ除ク)ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ株主總會ノ議事録謄本並ニ受命會社ノ定款、財産目録、貸借對照表ヲ添付スベシ

第十三條 受命會社ハ統制會社ノ成立ニ因リ之ニ吸收セララル

ル順位ニ依リ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ監事ハ統制會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十九條 社長ハ株主總會ニ於テ推薦シタル者ノ中ヨリ行政官廳之ヲ命ズ但シ統制會社設立當時ノ社長ハ設立委員ガ株式ノ總數ヲ引受ケタル場合ニ在リテハ設立委員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ推薦シタル者ノ中ヨリ其ノ他ノ場合ニ在リテハ創立總會又ハ第十二條第一項ノ株主總會ニ於テ推薦シタル者ノ中ヨリ行政官廳之ヲ命ズ

前項ノ規定ニ依リ推薦シタル者ニ適任者ナシト認ムルトキハ行政官廳ハ其ノ他ノ者ヨリ社長ヲ命ズルコトヲ得

理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ統制會社設立當時ノ理事及監事ハ設立委員ガ株式ノ總數ヲ引受ケタル場合ニ在リテハ設立委員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ選任シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ創立總會又ハ第十二條第一項ノ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

前項ノ理事ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

社長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 重要産業團體令ニ依ル統制會(以下統制會ト稱ス)ノ會員タル統制會社ノ社長(統制會ノ會員タル受命會社ガ統制會社ト爲ル場合ニ於ケル社長ヲ含ム)ハ當該統制會ニ以上アル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ拘ラズ株主總會(第十二條第一項ノ株主總會ヲ含ム以下本條中同ジ)ニ於テ推薦シ

モノトシ受命會社ノ權利義務ハ統制會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第十四條 行政官廳ハ設立委員又ハ受命會社ニ對シ統制會社ノ設立ニ關スル事務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 統制會社ハ其ノ商號中ニ統制ナル文字ヲ用フベシ
統制會社ニ非ザル會社ハ其ノ商號中ニ統制ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第十六條 統制會社ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 物資ノ購入、販賣其ノ他配給
- 二 物資ノ輸出又ハ輸入
- 三 物資ノ生産
- 四 物資ノ保管
- 五 人又ハ物ノ運送
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外統制會社ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

統制會社前項第六號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ第二十五條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令アリタル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 統制會社ニハ役員トシテ社長一人、理事三人以上及監事若干人ヲ置クベシ

統制會社ニハ社長ノ諮問ニ應ゼシムル爲定款ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲グル役員以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十八條 社長ハ統制會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
理事ハ社長ヲ輔佐シ統制會社ノ業務ヲ分掌シ豫メ社長ノ定ム

タル者ノ中ヨリ當該統制會ノ會長之ヲ命ズ但シ株主總會ニ於テ推薦シタル者ニ適任者ナシト認ムルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ統制會ノ會長ノ爲ス任命ハ當該統制會社ノ所管行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第一項ノ統制會社ノ理事(統制會ノ會員タル受命會社ガ統制會社ト爲ル場合ニ於ケル理事ヲ含ム)ノ選任ハ當該統制會ニ以上アル場合ヲ除クノ外前條第四項ノ規定ニ拘ラズ當該統制會ノ會長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十一條 社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ行政官廳ノ認可(統制會ノ會員タル統制會社ニアリテハ當該統制會ニ以上アル場合ヲ除クノ外當該統制會ノ會長ノ承認)ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 行政官廳ハ統制會社ノ義務ヲ監督ス

第二十三條 統制會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、理事ノ解任、解散、繼續及商法第二百四十五條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

統制會ノ會員タル統制會社ノ理事ノ解任ノ決議ハ當該統制會ニ以上アル場合ヲ除クノ外前項ノ規定ニ拘ラズ當該統制會ノ會長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十四條 社長特別ノ事由アリト認ムル場合ニ於テ行政官廳ノ認可(統制會ノ會員タル統制會社ニ在リテハ當該統制會ニ

以上アル場合ヲ除クノ外當該統制會ノ會長ノ承認ヲ受ケタルトキハ株主總會ノ決議ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ拘ラズ業務ヲ執行スルコトヲ得株主總會成立セズ又ハ株主總會ニ付議シタル事項ヲ議決セザルトキ亦同ジ但シ商法第三百四十三條ニ定ムル議決ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 行政官廳當該事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ統制會社ニ對シ必要ナル事業ノ施行其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 行政官廳ハ統制會社ニ對シ其ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 行政官廳ハ株主總會ノ決議ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アルトキ其ノ他當該事業ノ統制運營上不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第二十八條 行政官廳ハ社長、理事又ハ監事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該事業ノ統制運營上社長、理事又ハ監事ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制會社（二以上ノ統制會ニ所屬スル統制會社ヲ除ク）ノ社長ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該事業ノ統制運營上社長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ當該統制會社ノ所管行政官廳ノ認可ヲ受クルニ

非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十九條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ統制會社ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ統制會社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ統制會社ハ當該命令ニ因リ解散ス

第三十一條 統制會社解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外社長其ノ清算人ト爲ル

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任シ又ハ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ行政官廳ニ通知スベシ

第三十二條 行政官廳ハ統制會社又ハ統制會社ニ非ザル會社ニシテ第二條ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ目的トスルモノニ對シ合併ニ因ル統制會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

行政官廳ハ統制會社ニ對シ他ノ會社ヲ合併シ又ハ他ノ統制會社ニ合併セラルベキコトヲ命ズルコトヲ得

統制會社ハ前二項ノ規定ニ依ル命令ニ因ルニ非ザレバ合併ヲ

爲スコトヲ得ズ

第三十三條 第四條第二項ノ規定ハ前條第一項及第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第四條第二項中統制會社ト爲ルベキ旨トアルハ合併ノ方法トス

第三十四條 第三十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル合併ノ決議又ハ同意ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ合併契約書ノ謄本、事業計畫書及事業收支目論見書並ニ各會社ノ財産目錄、貸借對照表及前項ノ決議又ハ同意アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第三十五條 第十四條及第十九條第一項乃至第四項ノ規定ハ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條ノ規定ハ同一ノ統制會ノ會員タル當事者ガ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ統制會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 統制會社ノ設立ハ商法第八十八條第一項及第四百十四條第一項ノ規定ニ拘ラズ第十九條第一項乃至第四項（前條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二十條（前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル手續終了ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十七條 第三條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ設立スル統制會社ノ設立ノ登記ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 第三條第二項ノ規定ニ依ル命令アリタルコトヲ證スル書面

二 定款

三 第十二條第一項ノ株主總會ノ議事錄

四 受命會社ノ登記簿ノ謄本但シ受命會社ノ本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ統制會社ノ設立ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 統制會社第十三條ノ規定ニ依リ受命會社ノ社債ヲ承繼スルトキハ設立ノ登記ト同時ニ社債ノ登記ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ前條ノ申請書ニ社債承繼ノ旨ヲ記載スベシ

第三十九條 受命會社ノ本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ設立スル統制會社ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ受命會社ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ

受命會社ノ本店ノ所在地以外ノ地ノ登記所ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ設立スル統制會社ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ受命會社ノ本店ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第四十條 受命會社ノ本店ノ所在地ノ登記官吏前條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲シタルトキハ當該受命會社ノ支店ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前條第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條

統制會社ノ設立ノ登記終了シタルトキハ統制會社ノ社長ハ其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ツベシ
前項ノ届出ニハ第三條第二項ノ規定ニ依ル設立ノ場合ヲ除クノ外創立總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

第四十二條

第三十條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル解散ノ登記ハ行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第四十三條

第三條、第四條(第三十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十條(第三十五條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十三條(解散及繼續ニ關スル部分ニ限ル)、第三十條乃至第三十二條、第四十一條及第四十二條中行政官廳トアルハ主務大臣トス但シ樺太ノ區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスル統制會社(海運統制令第二條ニ掲ゲル事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社ヲ除ク)ニ在リテハ第三條、第四條(第三十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十三條(解散及繼續ニ關スル部分ニ限ル)、第三十條乃至第三十二條(當該統制會社ト樺太ノ區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トセザル會社ト合併ニ關スル場合ヲ除ク)、第四十一條及第四十二條中行政官廳トアルハ樺太廳長官トス

第四十四條

第二十五條及第二十六條中行政官廳トアルハ酒類ノ配給業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社ニシテ海務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ又ハ其ノ他ノ統制會社ニシテ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノニ在リテハ主務大臣及財務局長、海務局長又ハ地方長官トス

第四十五條

本令ノ規定ニ依リ統制會社ヨリ主務大臣ニ提出スベキ書類ニシテ酒類ノ配給業統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社中財務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスル統制會社ヨリ提出スルモノ、海運關係事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社中財務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ、海運關係事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社中海務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ、其ノ他ノ統制會社中都廳府縣ノ統制會社ヨリ提出スルモノ、其ノ他ノ統制會社中都廳府縣ノ

第四十六條

本令中都廳府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋廳トシ主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島(以下外地ト稱ス)ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第四十七條

主務大臣前條第二項ノ統制會社ニ關シ左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ
一 第三條、第二十五條、第三十條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令但シ第二十五條ノ規定ニ依ル命令ハ統制會社ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル
二 第十六條第二項又ハ第二十三條第一項ノ規定ニ依ル認可

第四十八條

本令中商法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮民事令、南洋群島ニ在リテハ南洋群島裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法トス

第四十九條

第十五條第二項ノ規定ハ特別ノ制令又ハ律令ニ基キ設立セララルル會社ニハ之ヲ適用セズ

第五十條

本令ハ昭和十八年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

第五十一條

會社經理統制令第四十一條第一項第一號中「特別ノ法令」ノ下ニ「又ハ統制會社令」ヲ加フ

第五十二條

重要産業團體令第二十七條但書中「理事長」ノ下ニ「及統制會社ノ社長」ヲ加フ

第五十三條

第十五條第二項ノ規定ハ統制會社ニ非ザル會社ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ商號中ニ統制ナル文字ヲ用フルモノニ付テハ本令施行後六月ヲ限リ之ヲ適用セズ
別記様式(用紙ノ大キサハ日本標準規格A6ト)シ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス

ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ、海運統制令第二條ニ掲グル事業(以下海運關係事業ト稱ス)ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社ニシテ海務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ又ハ其ノ他ノ統制會社ニシテ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノニ在リテハ各當該區域ヲ管轄スル財務局長、海務局長又ハ地方長官トシ其ノ他ノ統制會社ニ在リテハ主務大臣トス
第四十四條 第二十五條及第二十六條中行政官廳トアルハ酒類ノ配給業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社ニシテ財務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ、海運關係事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社ニシテ海務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ又ハ其ノ他ノ統制會社ニシテ都廳府縣ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノニ在リテハ主務大臣及財務局長、海務局長又ハ地方長官トス
第四十五條 本令ノ規定ニ依リ統制會社ヨリ主務大臣ニ提出スベキ書類ニシテ酒類ノ配給業統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社中財務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスル統制會社ヨリ提出スルモノ、海運關係事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル統制會社中海務局ノ管轄區域ヲ超エザル區域ニ於テ事業ヲ行フコトヲ目的トスルモノ、其ノ他ノ統制會社中都廳府縣ノ統制會社ヨリ提出スルモノ、其ノ他ノ統制會社中都廳府縣ノ

但シ統制會社ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル

朝鮮總督、臺灣總督又ハ南洋廳長官前條第二項ノ統制會社ニ對シ第二十五條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

第四十八條 本令中商法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮民事令、南洋群島ニ在リテハ南洋群島裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法トス

第四十九條 第十五條第二項ノ規定ハ特別ノ制令又ハ律令ニ基キ設立セララルル會社ニハ之ヲ適用セズ

第五十條 本令ハ昭和十八年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

第五十一條 會社經理統制令第四十一條第一項第一號中「特別ノ法令」ノ下ニ「又ハ統制會社令」ヲ加フ

第五十二條 重要産業團體令第二十七條但書中「理事長」ノ下ニ「及統制會社ノ社長」ヲ加フ

第五十三條 第十五條第二項ノ規定ハ統制會社ニ非ザル會社ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ商號中ニ統制ナル文字ヲ用フルモノニ付テハ本令施行後六月ヲ限リ之ヲ適用セズ
別記様式(用紙ノ大キサハ日本標準規格A6ト)シ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス

(表面)

統制會社令第二十九條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

當該官廳印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ隨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
統制會社令第二十九條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ統制會社ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ隨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ隨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
前項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

發印 昭和十九年一月二十一日
行刷 昭和十九年一月二十六日
東京市本區本町二丁目一六

會 社
經 濟
工 業
研 究
會
社
明

號 第 何 號

年

月

日

號

296

967

製 本 控

書 名 軍需會社法及統制會社令解説

著 者 兵庫農商工各協會編輯

發 入 19年 2月 23日



(表面)

統制會社令第二十九條ノ規定ニ依ル證票

統制會社令第二十九條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

當該官廳印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

統制會社令第二十九條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ統制會社ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシトシテ

前項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

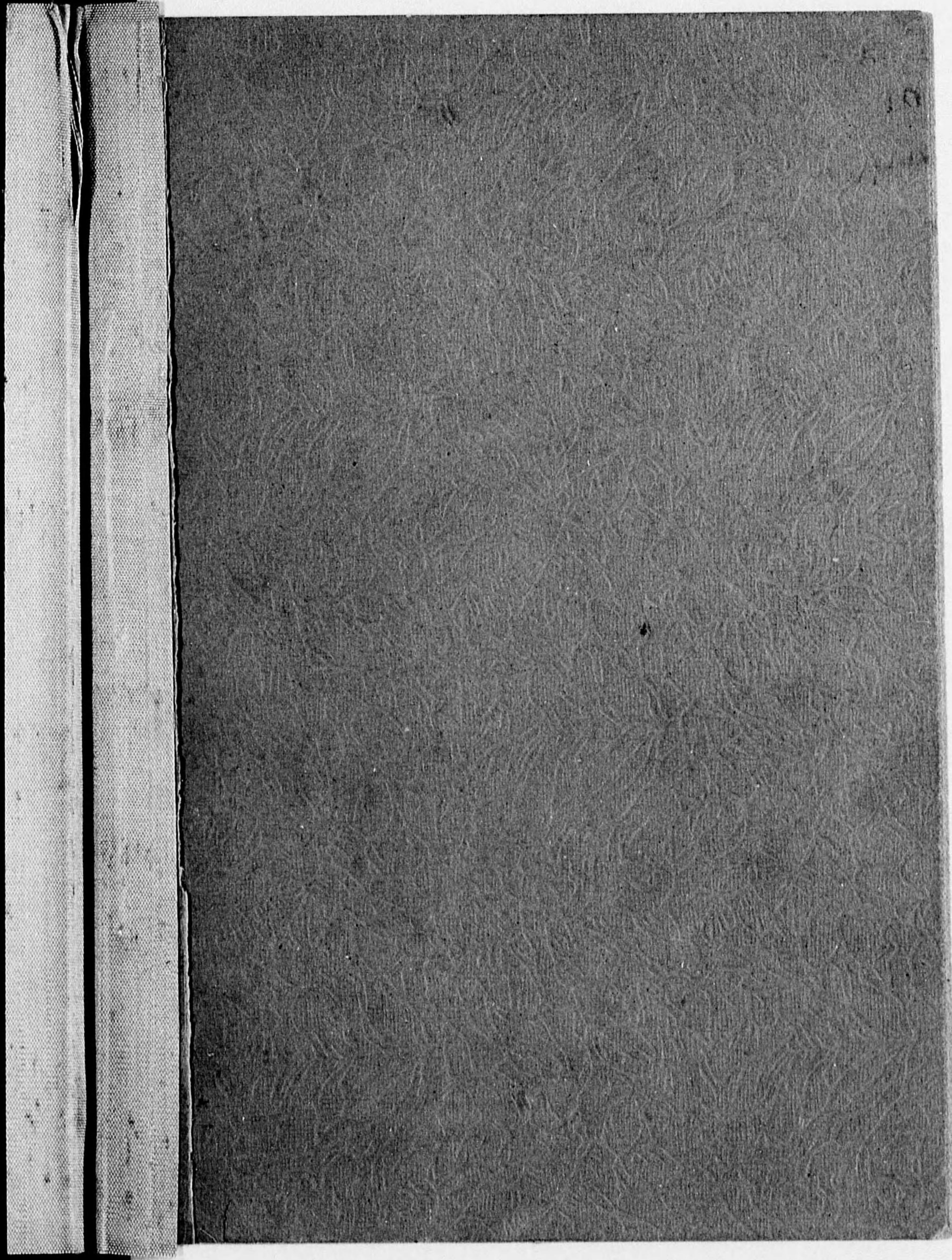
發行 昭和十九年一月二十一日
 印刷 昭和十九年一月二十六日
 編輯人 神戸市神戶區港邊一丁目一六 兵庫縣商工經濟會
 發行人 神戸市神戶區港邊一丁目一六 兵庫縣商工經濟會
 印刷所 神戸市神戶區三宮町一丁目三三〇 明義社
 明義社



967
296

111

967
296



終

